

投票ハ各人ノ行為ナレトモ或人ノ多数ヲ得テ当選スルハ人ノ意思
ヲ尚レシ事實ナリ、會議ヲ開キテ議決スルト異ナリ、各々独立ニ或
人ヲ指名シテ偶然多数ヲ合スルナリ、故ニ選挙ハ自己ノ代理人ヲ指
名スル方法ニアラス、又全体ノ代理人ヲ定ムル方法ニモアラス、選
挙人ノ選挙区又ハ全国民ト当選セル議員トノ間ニハ何等ノ法律干係
生セス、選挙法ノ定ムル所ニ依リ当選セル議員ハ天皇ノ官有タル帝
國議會ノ一員ヲ構成スルモノトシテ主権者ニ對シ一定ノ權利義務ヲ
有スルモノナリ、議員選挙法ハ衆議院議員ハ各選挙区ニ於テ之
レヲ選挙ス

元來理論上ハ全國ヲ一選挙区トシテ行フコトハ当然ナル理ナリ、
然レ事實々行不可能ナリ、故ニ選挙区ヲ別ツ、
元來中世政ノ等族會議ハ各地方ノ貴族又ハ諸侯ヲ代理人ヲ出スノ
意ニシテ選挙区ノ榮達之レヨリ出ツ、所云地方代理ノ意ナリシテ
リ、然レ今日ノ選挙区ハ斯レ意味ナラサルコト云フマデモナレ

上電上四九四

選挙区ハ如何ニ分ツヤト云フニ二項ノ別表ヲ以テトアリ、即チ各府
県ヲ一選挙区トシテ各區數人ヲ出スモノトナス、議員法調製ノ當時
ハ人口三万人ニ付キ議員一人ノ割ニ定ム、然レ今日ハ此ノ規定ハ安
当ナラス、此ノ外ニ特別ノ市及テ独立ノ島ハ独立選挙区ヲナスモノ
トス

此ノ別表ハ人口ノ増減アリ、少クトモ十ヶ年内ハ之レヲ改メス、
トアリ、若レ容易ニ之レヲ改メ得ルモノトスレハ當時ノ政府ト時ノ
政黨トカ自家ニ都合ヨク改正スルノ弊アリ、然レハ何故ニ永久トヤ
カリシヤト云フニ余リ長期ニ亘ルトハ人口ノ増減ノタメニ平均ニ
偏ル弊アリ、現ニ英國ニ於ケル十九世紀以來選挙區改正ノ運動ハ其
ノ一暇ヲ知ルニ足レ、
選挙区ノ制度ニハ二種アリ、所云小選挙区制度即チ一區一人ヲ出
ス制度アリ、
大選挙区ノ制度ニハ即チ一區數人ヲ出ス制度ニシテ即チ我國ニテ

一九五

ハ后者ヲ採ル

一九六

兩者ノ利害ニ付キテハ議論アリ、仏ハ屢々其ノ制度ヲ変へ用キテ
小選挙區ニスレハソノ地方ニ於テ名望家ヲ選出サレ從テ國事ハ地
方問題トシテ争ハル、ノ弊アリ、又競争激烈ニ走り地方平和ヲ害ス
ルノ弊モアリ、

大選挙區ノ長所ハ所云國家全体ニ亘ル大人物ヲ出シ得ルヲ云ニ
アリ、然レ所云大人物ナレモノハ標準困難ナリ、サモナキ者ノ偶然
ヲ選スルコトモアリ、故ニ兩者中何レカ長所多キカハ一概ニ之レヲ
決スルコトヲ得ス、要ハ國民全体ノ國民教育ノ發達ト立憲思想ノ普
及ニ俟メヨルヘカラス、

議員法八条、次ノ要件ヲ具備スル者ハ選挙権ヲ有ス、
選挙ハ國民全体ヲ基礎トシテ行ハル、ヘキモノナルモ自ラ投票ノ適
能アルハ云フヲ候タス故ニ自ラ選挙ニ資格ヲ定ハルノ要アリ、

上意上五〇外

我選挙法ハソノ資格ヲ定メテ八条ノ規定ヲ設ク、

(1) 帝國臣民タル男子ニシテ年令滿二十五年以上ノ者

(2) 選挙人名簿調製ノ期日前滿一年以上ノ選挙區内ニ住所ヲ有
シ即チ引続キ有スル者、

(3) 選挙人名簿調製ノ期日前滿一年以上地租十円以上又ハ滿二年
以上地租 以外ノ直接国税十円以上者、ハ租税ト地ノ直接国税
トヲ通シテ十円以上ヲ納メ引続キ納ムル者

斯ク財產、所得、収入ヲ以テ選挙権ヲ限ル制度ヲ制限制度ト云ヒ
然ラサルモノヲ普通選挙制度ト云フ、但シ普通選挙制度ト雖モ一項
二項ノ或ル制限ハ免レヌ、

何故ニ納税額ヲ以テ選挙権ヲ限リシヤト云フニ金錢ヲ出セル故ニ
ソノ代リニ選挙権ヲ得タルニアラサルコト勿論ナリ、然ラハ如何ナ
シ理由ニアリヤト云フニ二十五才ノ男子ト雖モ選挙権資格ニ不適当
ナルコトアリ、何ニ外政ニ表ハレシコトニヨリ之レヲ區別スルノ外

一九七

ナレ、夫レカ為メニハ租税ヨリ明白ナルモノナシ、故ニ租税ヲ以テ
兵ノ資格ヲ限リシナリ、所ニ恒産ナクシテハ恒心ナキノ古言ニ則リ、斯
クハ規定セルモノト云フヘシ

此ノ兩制度中何レヲ採ルヘキカ、諸國ノ大勢ハ普通選挙ヲ採用ス
理想トシテハ此ノ普通選挙制度ヲ採ルヘキコト勿論ナリ、然レ選挙
ノ善、不善ハツノ國ノ發達ノ民族在夫ノ發達、社会進化等ニ影響ア
ルモノニシテ今日我國ニ直ニ之レヲ採用スルコトハ不可取ナルヘシ
ハアリ十内ノ租税ハ高價ナリト云フ、然レトモカ、ルコトハ別ニ
ニ定ムヘキニシテ理論上何レニシテモ不可ナシ

第一一條 次ニ掲ケルモノハ選挙権及被選挙権ヲ有セス
（一） 禁治産者及準禁治産者

（二） 身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ存濟ヲ終ヘテモノ及、家産分取
若クハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ、復権ノ決定
確定スルニ至ルマテノ者

上憲五ノ内

（三） 剝奪公権 者及停止公権者、

第一一條 帝國臣民タル男子ニシテ滿三十才以上ノモノハ被選挙
権ヲ有ス、

昔ハ被選挙権ヲ有スル者ヲ却ラソノ資格ヲ吟味シテリキ、今日
ニ於テハ全然タラス、只其ノ資格ニ付テ例外ヲ第一二条以下ニ
規定ス、

其ノ著シキハ官吏ナリ、十六条ニハ前条以外ノ官吏ハ議員タ
リ得ト規定ス、然レ只其ノ職務ニ妨グアル者ハ議員タルコトヲ得
ス、又十五条ニ規定セル官吏ハ全然議員ヲ相兼スルコトヲ得ス
トス、

米國ニテハ三権分立ノ主義ニ則リ官吏ハ全然相兼スルコトヲ
得ストシ、故ハ相兼スルコトヲ得トシ、英ハ古ニハ相兼スル
コトヲ得トシタリキ、然レニ國王カ之レヲ買収スルノ弊ヲ生
ム故ニ之レヲ許サストセリ、元來議院内ニハ議員以外ノ者ハ

一九九

入場スルコトヲ得ス、又演説スルコトヲ得ル、若シ此ノ事ニシテ不可成ナラハ議院政治ハ實際行ハレヌト云フヘキナリ、即チ英ニテハ例外ヲ設ケ、内務大臣ハ或ル特別ナル場合ハ議員ヲ兼スルコトヲ得ト規定セリ、而シテ議員ナラスハ大臣タルコトヲ得ストノ通例トナリ、完全ニ議員政治ヲ行フ、我國家ニ五回條國務大臣及ヒ政府委員ハ何時タリトモ、各議院ニ出席シ及ヒ發言スルコトヲ得ト、故ニ寧ロ三権分立主義ヲ徹底セシメハ我國ニシテモ相兼スルコトヲ得ト規定セル方佳ナルニ疑義ナシナラム

第十八條、町村長ハ年々十月一日ノ現在ニ依リソノ町村内ニ住所ヲ有スル者ノ選挙資格ヲ調査シ選挙人名簿正副二本ヲ調製シ十月十五日迄ニ郡長ニ送附スヘシ云々

選挙権アルモノカ選挙スルナリ、然レ投票ニ当リハマ資格者ヲ決定スルコト困難ナリ、故ニ予メ選挙名簿ヲ調製シ之ニ依リ行フト

上憲五ノ外

ニ依リテハ選挙ヲ行ハントスル場合ノミ名簿ヲ調製ストスル國イレモ我國ニテハ永久制度ヲ採リ選挙ノ有無ニ干ヤス常ニ選挙名簿ヲ備付タルナリ、年々之レヲ調製スルナリ、然レテ一定ノ手續ヲ経テ確定コルトキハ選挙人名簿ニ記載カレンモノナラズハ投票カレストナス、假令事實資格アリトモ

又資格アルコトヲ主張シテ裁判所ノ確定判決ヲ経テソノ判決表ヲ示サハ可成ナレトモ、(三七條) 所シテ名簿ニ記載カレトモ事實資格ナカリシ者又ハソノ后投票ノ時マテソノ資格ヲ失ハルモノハ投票ナスコトヲ得ス、(三八條) 故ニ實際選挙人ハ資格ヲ有スルモノヨリ少ナキヲ普通トス

選挙期日(二八條) 選挙ハ全國同日ニ行ハルルヲ以テ我國制度トス、國ニ依リテハ日ヲ異ニスル如キナリ、

選挙ハ投票ヲ以テシテ行フ、(二九條)

皆ハ口頭ヲ以テ選挙ヲ行ヒキ、然レ弊害多シ

二〇一

投票方法ハ単記投票ノ法ヲ採ル(三六条)

単記投票トハ被選挙人一人ヲ記載スルコトニシテ然ラザレバノヲ違
記投票ト云フ、此ノ方法ヲ採ラハ半数以上ヲ占ムル党派ハ全体ヲ概
占スル結果トナレ、カ、レコトハ不公平ナリト、意味ニシテ十九世
紀初メヨリ所云小教代表論行ハレ更ニ歩ヲ進メ党派ノ力ニ按分のニ
比例シテ相当數ノ議員ヲ出スヘレトノ比例代表論行ハレキ、我カ選
挙法ヲ單記投票ノ方法ヲ採リシハ級分少數代表、比例代表ノ目的ヲ
達コム為メナリ、然レトモ實際ノ目的ヲ如何ナレ程度ニマテ達シ得
ルヲハ何ヤノ場合ニ異ナリ、確實ニソノ目的ヲ達シ得ルト云フコト
能ハス、

選挙法ハ所云同等選挙ノ方法ヲ採ル(二九条一項、一人一票ニ限
ルノミ) 国ニヨリテハ此ノ方法ヲ採ラス、曰国ノ所云複數選挙トハ
或レ一定ノ資格者ハ二票、三票ト一成人ヨリモク、投票枚ヲ有スル
制度ヲ採ル、

上意五一ノ附

又等級選挙イリ、之レハ我國ノ市、町、村制ニ於テ採用スル方法
ナリ、

市町村ノ選挙ハ財産ニ于スル選挙ナル故、市町村ニ於テハ等級選
挙ハ適當ナレシ、一國選挙ニ採用セムコトハ弊害大ナリ、今日ノ昔
國ハ之レヲ採用ス、彼ノ國ニテ議論アル如ナリ、

選挙ハ秘密選挙ニシテ、又無記名投票ヲ採ル(三六条一項)
若シ記名投票トモハ賄賂行ハル、即チ不当ノ勢力 (influence
influence) 行ハル、弊アリ

我カ選挙法ハ投票自由ノ制度ヲ採ル、然レニ諸國ニハ棄権者余リ
ニ多キ、故ヨリテ投票強制ノ制ヲ採リシ國モアリ、又之レヲ採ルハ
シトノ議論アル國モアリ、我國ニテハ一切耳ヲ籍ヤス

元來棄権者余リニ多キトモハ選挙ハ無意味ナリ、然シ古界ノ棄権
者數統計ニ比セハ我國程少ナキハナシ、殊ニ棄権スル者ハ之レヲ忌
ル者ノミナラス自己ノ判断信念ニヨリテ自ら之レヲ棄ツル人モアル
ニ〇三

ナリ、カ、レ者ヲ強制セシムコトハ理論上不当ナリト云ハテハカ
ス

当选人（七〇条）

投票ノ多数ヲ得タル者ヲ当选人トス、絶対多数ト比較多数トノ制度
ナリ、
一區ヨリ数人ヲ出サムトモ、后者ニヨルノ外ナシ、然レ此ノ制
度ヲ採ラハ極少ノ数ヲ以テ当选スルコトアリ、故ニ選挙法ノ得票
ノ限度ヲ定メシナリ、当选人定マラハセシメ本人ニ告知ス、一定
ノ期日内ニ確答セザレトキハ当选ヲ辞シタレズト看做ス、（七三
条）

当选議員ノ法定数ニ違ハサレトキハ再選挙ヲ行フ（七四条）

任期内ニ欠員ヲ生ゼルトキハ一ケ年以内ナレハ七〇条ノ例ニヨリ当
議員ヲ定メ一ケ年後ナレトキハ再選挙ヲ行フ、
選挙訴訟トハソノ違反ニテ一部又ハ全部無効ナリトスレトキハ

選挙人ヨリ之レニ不当ヲ申出スルコトヲ得レヲ本ヲ

当选訴訟トハ特定ノ当选者ノ当选力ニ干シ異議ナリ時ハ当选セ
ザレトキ者ヨリ訴フナリ、（八二条） 選挙ニ干スル訴訟ハ其ノ地方
管理控訴院ニ於テ審議スルモノトナス、

帝国議會特色ノ一ハ其ノ常設官府ナラザレコトナリ、是レ中世特
以ニ國王カ必要ニ悉シ召集セラル沿革ニ起源ス、

憲法第七條 天皇ハ議會ヲ召集シ其ノ開會、閉會、閉會後ニ衆議院
ノ解散ヲ命ズ、

レナリ即チ議會ヲ成立セシメ之レヲ活動セシメ、活動ヲ停メ、成
立ヲ解クハ凡テ天皇ノ意思ニ基クモノト定メナリ

召集トハ議員各人ニ向テ指定ノ時ニ指定ノ場所ニ集マレハキ命令
ナリ

此ノ場合ニハ未ダ各院ハ成立セズ、然レ各人ニ召集狀發送セラレ
ルニアラスレテ官報ニテ告示ス、是レニヨリ議員ニ對シ一定ノ議

義ヲ生スルナリ、我憲法ハ天皇ノ命令、外ニ議員ノ召集ヲ許サズ
ト定ム。國ニ依リテハ國王ノ命ニ依ラサル一定ノ事柄ニ對シ隨意
ニ集会シ、或ハ一定ノ期日ニ於テ國王ノ命ナクシテ召集マレト定ムレ
回モアリ。

英國ノ如キハ所云 King's Parliament ニシテ國王ノ

命ナクシテハ自ら集会カス。但シ國王崩御ノ時ハ然ラスト定ム。
憲法第四十一條 議會ハ毎年之レヲ召集ス

トアリ、故ニ召集ハ天皇ノ大権ナレトモ毎年一回ハ必ラス之レヲ
召集セサルヘカラス。之レニヨリ議會ノ成立カ確定セラレ、ナリ。

一年ニ一度ハ召集セサルヘカラサルモ一度以上ハ何回ニシテ召集
スレヲ得。憲法四三條ノ臨時緊急ナル意味ニ于テ異論アルモ臨時緊急
ノ事柄發生ノ時ナラストモ臨時緊急ノ場合ニハ何時ニテモ召集サ
レ得ヘキモノト解スヘキナリ。

憲法第四十五條 眾議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ新ニ

上卷五二ノ四

議員ヲ選挙マシメ解散ノ日ヨリ五ヶ月以内ニ之レヲ召集スヘシ。

之レハ法理上ノ理由ヨリ来ル。此ノ解散后ノ議會、通常會ナレバ
臨時會ナレバ諸事者同異論マレトモ兩意義何レヲ用フレモ妨ケスト
思惟ス。必ラス何レカナルヲ確定スル要ナシ。

議院法一系 常議會召集 勅諭ハ召集ノ期日ヲ定メ少ナクトモ四
十日前ニ之レヲ發布スヘシ。

然ルニ從來ノ例ニ依ルト必ラス之レモ此ノ規定ハ遵守サレナリキ。之
レ實際上ノ事項逼迫ノ為メ已ムヲ得ナルニ出シ。

召集ノ勅諭ニ規定セル期日ニ議員ハ議院ノ會堂ニ集マレ。下院ニ
於テハソノ議長副議長指定マラサルトモハ三召ノ候補者ヲ定メ其ノ
中ヨリ勅任スルモノトス。(議院法三條)

議院法四條 各議院ハ抽籤法ニヨリ議員ヲ數部ニ分テ每部々長一
各ヲ部員中ヨリ互選ス

上述ノ手續終ルマテ茲ニ兩院成立ス。即チ帝國議會成立ス。其ノ時
二〇七

ヨリ議會ハ存在スルナリ、
成立スルヤ、天皇ハ之レニ國會ヲ命ス（院法、五條）國會ヲ命
スルマ、兩院ハソノ議事ヲ開始スル權限ヲ有ス國會ノ命アツマテ
ハ議事ヲ開ク能ハス、ソレヲハ命令議員ノ會合、集會アリトス議
會トラス

國會中ノ議會ニ天皇閉會ヲ命スルトキハ、議會ハ國會前ノ狀態トナ
リテ活動ハ終止ス、又成立前ノ狀況ニ返リソノ成立ヲ解消ス、而
テ直ニ議員ノミアリテ議會ノ成立ナキ狀況トナレ

閉會、閉會ハ天皇ノ命ナクハ行ハレズ、然シ天皇ハ何時ニテモ閉會
ヲ命シ得レヌナラス、憲法四二條ニハ帝國議會ハ三ヶ月ヲ以テ會
期トス、必要アルトキハ勅命ニテ延長ストマリ、故ニ少ナクトモ三
ヶ月ハ國會スルヲ要ス

臨時會ノ開期ハソノ都度必要ニ依リテ定ムラル、通常會ト臨時會ト
ノ差異ハ此ク會期ノ差異ニアリ、

上憲五三、外

天皇ハ會期中ニ其活動ヲ停止スルコトヲ得、之レヲ停會ト云フ、
停會ヲ命スルマ議會ハ行動ヲナス能ハサレ狀況トナレ、然シ議會ノ
成立ハ固ノ如シ、停會ノ期日ヲスキレマ前會期ノ行動ヲ繼續シテ直
ニ開始ス、閉會ノトキニハ議會ノ成立ヲ解消スルコト故ソノ會期
中ノ事項ハ消滅シ次議會ニ新ニスルヲ要ス、之レヲ會期不繼續ノ原
則トス、院法三五條ニ此ノ原則ヲ規定ス

停會ハ何時ニテモ之レヲ行フヲ得、此ノ制度ヲ設テラレシ趣旨ハ
議員カ多數ノ勢ニ乘リ輕率妄動セントス場合退キ靜思、熟考スル機
會ヲ身ヘンカ為ナリ、然シ条文ニハ何等ノ規定ナキ故何時ニテモ
之レヲナスヲ得、（院法三三條）

天皇ハ下院ヲ解散シ得、解散ハ下院ニミマリ、上院ニハナシ、
解散トハ議員ノ任期ノ未タ満了セサル内ニソノ地位ヲ褫奪スルナリ、
議員全体ニ對シテ行ハレ、故之レヲ解散ト云フナリ、天皇ハ或ル一
人ニ就キ議員ノ地位ヲ褫奪シ得ス、

二〇九

解散ハ斯クノヤクナル故若シ閉会中ニ行ハル、トヤハ議員ノ資格
尽クル故議會ノ活動ハ終止スルナリ、然レ解散ハ議員ノ地位ヲ褫奪
スル命令ナル故会期中ナラストモ法理上ハ是レヲナシ得レナリ、
下院解散サレ、トキハ上院ハ停会サレ（憲法四四）、然レ此ノ場
合ニ於テハ字句ハ停会ト田キラル、モ實際トカ、ルトキニ上院ハ停
会ノ效力發生スルニアラシテ閉会ノ效力ヲ發生スル故閉会ト解
スルヲ正當トス

下院解散ナル、ヤ議員資格消滅スル故更ニ選挙ヲ行ハサルヲ得ス
天皇ハ然ルトキ選挙ヲ行ハサルヲ得ス（憲法四五）

解散ノ法律上ノ成立ハ以上ノ如クナレモ政治上立憲政体ノ運用ニ
就テハ重要ナル活ヲナス、解散ノ規定ヲ設ケラレシ趣旨ハ天皇ヲ議
院ヲ制御スル最后手段トシテ現在ノ議院構成分子カ不適当ナリトシ
テ其ノ改造ヲ命セラル、ナリ、然レ得会ト同レク、場合ヲ限ラサ
ル故如何ナル場合トモ依令單純ナル手續上ノ便宜ノ為メニモ之レヲ

上憲五三ノ内

行フコトヲ得ルナリ

解散制度ノ政治上ノ重要ナル意味ハ、英國ノ如ク議院政治ヲ行フ
國ニ於テ最モ發達ス、解散ハ彼ノ國ニテハ國民ニ上告スルノ意味ヲ
有ス、國民ハ全権者ニシテ議員ハソノ代表者ナリ、内閣カ國民ノ
意ヲ議會カ代表セスト思惟セルトキ之レヲ解散シテ國民ノ輿論ニ訴
フルナリ、然レモ英ニ於テハ更ニ發達シテ近年ニテハ總理大臣ヲ選
挙スルモノナリトノ意ヲ有スルニ至ル、ソノ政黨政治ノ發達ト共ニ
議院ニテ多數ヲ占ムル議會政黨ノ首領ヲ總理大臣トナリ、政治上ノ
権ヲ一手ニ握ルナリ、又政治上ノ訓練行届キ一人ノ首領ノ指揮、下
ニ軍隊ノ如ク動クナリ、之レカ英ニ於テ完全ニ行ハレ、故ニ總理大
臣ハ立法部ヲ已カ意ノ依ニ動クン得ル地位ニナリ、故ニ解散トハ何
人ヲ總理大臣トナスヤノ問題ヲ定ハルノ意味ヲ有スルニ至ル、故ニ
英國ニ於テハ解散后、總選挙ハ如何ナル政策ヲ採ル政黨ナルヤニ依
リ決セラレス、如何ナル人カ議員トシテ適當ナリヤニ由テモ決セラ

二二一

レズ、斯く總理大臣ヲ選挙スヘキ人ヲ選挙スルカ如シ、^{ニハニ}宛ニ亞米利
加合衆国ノ大統領選挙ノ意ノ如シ、

我國ニ於テ解散ノ此ノ如キ極意ヲ有セサルコトハ固ヨリ云フマデ
モナシ、然レ立憲政体ノ活キニ必要ナル後目ヲ演ス、元来立憲政体
トハ三権分立シテ互ニ牽制シテ中庸ヲ得ルニアリ、故ニ一官府カ他
ノ官府ヲ妨ケトセズ全然之レヲ無為ナラシメ國務ノ進行ヲ止ムレコ
トヲ得ルナリ、例ハ政府ト議會トノ干係ニ於テ議會カ政府ノ提出
スル法律、干案ヲ悉ク賛同セサルトキハ國務ハ停滞ス

上院ト下院トノ干係ニ於テ上院ノ賛同事項ヲ下院カ賛同セサルト
キハ國務ノ進行ハ阻止サレ、故ニ *Bismarck* モ調和、妥協ス
ルオナキモノハ立憲政体ヲ運用スルノ資格ナシト云ヘリ、然レ調和
妥協ノミヲ基トスルナラハ立憲政体ハ無用ナリ、
英ニ於テハ政府ト議會ハ一致スル故立憲政体ノ運用ハ停滞セスト
云フヘレ、故ニ余ハ常ニ衝突セントスル勢ヲ持シテ調和妥協スルハ

上憲五四外

立憲政体ノ本義ト云フヘレト解ス、故ニ政府ト議會ト衝突シ、上院
ト下院トカ相衝突シテ國務停滞スルコトアルハ已ムヲ得ス、此ノ場
合ニシカ展開ヲナスニハ天皇ノ大権ニ依リ國務大臣ヲ改造スルカ、
下院ヲ改造スルカノ方法ヨリ外ニナシ、

解散ハ斯ノ如キ重要ナル活ヲ政治トナスナリ、天皇カ猶現在ノ大
臣ヲ信任シラレ、場合ハ下院ヲ解散シテ新ナル議員ヲ有スレ下院ヲ
成立セシメ新ニ調和妥協セシメテ、國務ヲ進行セシムル作用ヲナスナ
リ、

憲法ハ議會ノ議員ヲシテソノ職務ヲ不羈独立且ツ完全ニ行ハシメ
ム為メ一般ノ法規ニ対スル例外ヲ設ケ、之レヲ議員ノ特權ト云フ、
憲法五二、五三、是レナリ、

憲法五二ハ兩院議員ハ議院内ニ於テ發言セシ意見表決ニ付テ院外
ニ於テ責ヲ負フコトナシ、但シ議員自ラソノ言論ヲ演説、刊行、筆
記又ハソノ他人ヲ以テ公布シタルトキハ、一般ノ法律ニ依リ也

二一三

分マラレヘシ、所云議員發言自由權ナリ、即チ議員ノ議院内ノ發言ハ刑法上、民法上何等外部ノ制裁ナシ、貴恩ナラサル事實ノ陳述ト云々制裁ナシ

憲法第五三條、兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ干スル罪ヲ除ク外、会期中ソノ院ノ承諾ナクシテ逮捕サレズ、所云議員ノ自體自由權ナリ、但シ此ノ特權ハ会期中ニ限ル

第四款 議院議事並ニ執務方法

議會ニ於ケレ議事ノ方法又ハ執務ノ方法ニ付テ憲法五一條ニ兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ據ケルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナレ諸規

上憲五四ノ旨

則チ定ハレコトヲ得、即チ議院ノ執務ノ規定ハ先ハ憲法ニテ定ム憲法ニ次テ議院法ナレ法律ニテ定ム其以下ノ條則ハ議院自ラ定ムルト規定セルナリ

伸革命時代ニテハ議院ハ一団体ナリ、議事權ヲ有スルモノニシテ内政ニ付シ一切ノ權限ヲ有シキ、若シ然ルトセハ裁判所ハ自ラ訴訟法ヲ定ム行政官庁ハ自ラ行政法ヲ定ムルコトナシ、若シ然ルトキハ大ナル弊害アリ、即チ多數黨橫暴ニテ果テ憲法全体ニ及ボス結果トナレハナリ、故ニ私憲法ハ本條ノ如ク規定サルナリ、然シ多數黨若シ橫暴セントセハ何人モ防ク能ハス

例ハハ決議ハ過半数ヲ以テスナリ、多數黨ニシテ議長モ自党ヨリ出ツ、后ニ至リ小數黨カソノ遠法ヲ詰ルモ詮ナシ、況ンヤ政府ト多數黨トノ提携セル時ニ於テマヤ

(D) 憲法ニ規定スル議院ノ執務規定ハ次ノ如シ
憲法四六、兩議院ハ各其ノ議員議 三分ノ一以上出席スルニ

二一五

アラスハ議事ヲ開キ議決ヲナスコトヲ得ス、云々
之レヲ法定多数原則ト云フ、三分ノ一以上ノ出席ナクハ決議
得ザルノミナラス、議事ヲモシテ得ザルナリ、然レ實際ハ行ハ
レザルコト屢マアリ、カ、レコトハ違法ト云フ、云々

(四) 憲法四七、兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス、可否同数ナル
トキハ議長ノ決スル如ク依レ、絶対多数ノ原則ナリ、本条ノ中
可否同数ナルトキハ論理上否決ナラザレハカラス、然レ此ノ場
合ハ議長ノ決スル所トナルト定ム、之レヲ議長ノ Casting
Vote ト云フ、

(四) 憲法四八、兩議院ノ會議ハ公開ス、政府ノ要求又ハ其ノ院ノ
決議ニ依リ秘密会トナスコトヲ得、
斯キ公衆ノ傍聴ヲ云フナリ、但レ政府ノ要求又ハソノ院ノ決
議ニ依リ秘密会トナスコトヲ得ルナリ、秘密会ニ付テハ院法三
七、三九、ニ規定ス、

上憲五五ノ外

公衆ノ傍聴ヲ許ス目的ハ議院ト輿論トノ連絡ヲ保ツル爲メナ
リ、然レ今日ニ於テハソノ關係ハ古ノ如ク重要ナレモ、トナリ
居ラス、是レ政黨發達ノ余弊ノ結果議院ノ言論ハ傍聴席ニ向テ
ナスノ視ヲ呈セシメ今日ニテハ新聞事業ノ發達ト共ニ此ノ干
渉ハ新聞紙ノ奪フ如クナリ、

(四) 憲法五四、國務大臣及ヒ政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出
席シ及ヒ發言スルコトヲ得、
本条ハ前述ナル如ク、猶議員法四二以下参照、

以上四條ノ規定ヲ試ク故ニ是レハ憲法ヲ改正スルニアラスハ變
更レ得ス、

更ニ院法ニ掲ケラレル重要ナルモノヲ列挙スレハ次ノ如シ、

- (一) 院法一〇条、議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院
外ニ對シ議院ヲ代表ス、
- (二) 院法二〇以下

議事ヲ整理セムタメ本條規定ヲ設ク、全院委員（我國ニ於テハ
 二一八）今日ハ實際上同カレス）常任委員（一會期中ソノ任ニ當リ或
 ル事項調査ノ任ニ當ルモノ、ソノ最モ重ナルモノハ予備委員ナ
 リ、予備ハ必ラス、予備委員ノ審査ヲ受クルヲ要ス）、特別委
 員（或ル特別ノ事件ヲ審査スルタメニ設ケラル）ノ三種アリ
 四、議事日程ハ議長之レヲ定ムルモノト定メラル（憲二六）、
 國ニヨリテハ議長ヲ政府ト協議ノ上トカ、或ハ議院ト合議ノ上
 定ムルカ規定ナルモ我國ニ於テハ全ク議長ノ自由、独斷ヲ極端
 ニ認メタルモノナリ、法理上ヨリ云ハ、如何ナルトナリモ議
 長カ日程ヲ指定シ得
 四、院法二七、法律ノ議案ハ三院会ヲ經テ之レヲ議決ス可シ、
 但シ政府ノ要求若クハ議員一〇人以上ノ要求ニ依リ議院ニ於テ
 出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ可決シタルトナリ三院会ノ
 順序ヲ省略シ得

上憲五五ノ四

一 院会トハ議案全体ニ付テ可否ヲ決シ、二 院会ハ法律ノ各条
 ニ付テ議決シ成セシムルトナリ三 院会ヲ同ク全体トシテ可否ヲ決ス
 レナリ、
 第一院会ト第二院会トノ間ニ委員ノ審査ヲナスヘキモノトス
 其ノ審査早ケレハ早キ程委員ノ勢カシク、院内ニ於テ加重スル理
 ナリ、
 院法二八、政府ヨリ提出セル議案ハ委員ノ審査ヲ經スレテ之
 ノ議決スルコトヲ得ス、但シ緊急ノ場合ニ於テハ政府ノ要求ニ
 依ルモノハ此ノ限りニアラス、
 四、予備ノ議定、
 予備案ハ必ラス先ツ予備委員ノ審査ヲ經ヘキモノト定ム
 一 院法四〇、四一）
 七、議院ノ紀律ヲ保持セム為メノ警察ノ権ハ此ノ法律及ニ各議院

一定ル規則ニ従ヒ議長之レヲ施行セラルモトセラル(院法
八五、九三)

(四) 議院ノ資格ニ付スル權能

兩議員ハ其ノ資格ニ於テ一定ノ權能ヲ有ス、議員資格審査ヲナ
レ得、殊ニ上院ハソノ資格ニ付スル訴訟ヲ判決スルコトヲ得、

(貴族院令九、院法七八、八〇)

兩議院ハ議員ノ請職ヲ許可シ下院、議員ノ辭職ヲ許可シ得、
貴族院ヲ議員ノ辭職ヲ許可シ得ルモ否ヤ不明ナリ、何等明文ナ
シ、從來ハ實際ニ許可行ハル、然レ明文ナキトキハ、ナシ得ル

モトト云フヘキナリ、英國ニ於テハ下院ノ議員スラ許可サレス
ハ院法八一、八四)

(四)

各議院ハソノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス、其ノ最モ重キハ除
名ナリ、下院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ヲ以テスヘシト定ム
上院ハ勅命ニ依ル

上憲五五、外

(貴族院令一〇、院法九四、九九)

第五款 議院ノ職務權限

議會、職務權限ニ付テ注意スヘキコトニアリ、

(一) 議會ハ翼成官府ナルコト

ソノ如何ナル權限モ外ニ對シ、人民ニ向テ一定ノ效果ヲ生スル
モノナラスニテ天皇ノ意思成五前ソノ準備トシテ之レヲ翼成ス
ルニ止マルコト

(二) 我帝國議會ハ所云直接機關ナラス、又主權者タル人民ノ代表

表者ニモアテナル故其ノ性質上当然固有ナル職務職權アルヘキ
筈ナリ、其ノナレ得ヘキコトハ憲法又ハ法律ニ列挙スル也ニ依
二二一

消極的ニ禁セラルコトハ爲シ得ルニ止マラス、積極的ニ之
ヲ行フヲ得ルノミナリ、
ニニム

其ノ詳細ハ各種ノ条文ニ付テ述ヘシ

帝國議會ノ職務又ハ職權ハ次ノ如シ、外ニナシ、

(I) 憲法ノ改正案ヲ議決スルコト、(憲法七三)

憲法ヲ改正スルニヤラス、天皇ノ憲法改正案ヲ議決スルナリ、

(II) 立法ニ干スル職限

(i) 法律、協賛(憲法五章三七条)

(ii) 法律ニ代ルヘキ勅令ノ承諾(憲法八条)

俗ニ緊急勅令ト稱スルモノニ対スル承諾

(III) 財政ニ關スル職限

(i) 歳入ノ干筆ノ協賛(憲法六二二項)

(ii) 國債ヲ起シ及ヒ干筆外國庫ノ負擔トナレハキ契約ヲナスニ

上憲五六ノ内

對スル協賛(憲法八二、三項)

(i) 干筆ノ款項ニ超過シ又ハ干筆ノ外ニ生シタル支出ニ對スル

承諾(憲法六四二項)

(ii) 財政上ノ緊急処分ニ對スル承諾(憲法七〇)

(iii) 會計ノ決算ノ審査(憲法七二)

以上ノ議會ノ職務職權ノ外ニ兩院カ被立ニ一何ノ官府トシテ行フ
職務職權ナリ、

以上述ヘレモノハ兩院ノ意思ノ一致ヲ必要トスルモノナリニ反シ

之レハ各院ノ職權ノ別々ニシテ行フモノニテ各院反對ノ意思ヲ表

示スルモノナリ、次ニ列挙セシム

(I) 法律案ヲ提出スル職權(憲法三八)

此ノ職權ハ議院ニ取リ重大ナルモノ、最大ナルモノナリ、外ノ職
限ハ受動的消極的ナルニ反シ之レハ主動的、創造的ナリ、之レア
ルトナシトハ全然議院ノ成立ヲ異ナラシムルモノト云フモノ不可
ニニム

ナレ

(四) 議事ノ公開ヲ秘密会トナス权限(憲法四八)

(四) 上奏(憲法四九)

上奏トハ天皇ニ対シ意見ヲ表明スルヲ云フ。如何ナル事柄ニ付テ
モ上奏ヲナシ得、法律、予算ニ限ルト論スル者アレトモ根柢ナキ
モノト云フヘシ、所テ彈劾上奏ニテモ可ナリ、議院ニコノ权限ヲ
認ムル故天皇ハ之レヲ受理セサルヘカラス、然レ之レニ對シ返答
ヲナシ、又ハ一定ノ義務ヲナスヘキ必要ナレ、

(四) 建議ノ权(憲法四〇)

建議トハ政府ニ對シ議院ノ意見ヲ表明スルナリ、如何ナル事項ニ
付テモナシ得、政府ハ之レヲ受理セサルヘカラス、然レ之レニ對
シ返答ヲナシ、何等カノ処分ヲナスヘキ義務ナシ、但シ同事項ヲ
二度同会期中ニ建議シ得スト規定サルハ無用ノ紛争ヲ避ケンダ
ナリ、

上憲五七一外

(四) 請願ノ受理(憲法五〇)

請願ハ如何ナル事ニ付テモ可ナリ、然シ議院ハ外部ニ對シテ行動
スル官府ナラサル故臣民ノ提出セル請願ヲ審査シテ採用スヘキモ
ノト決議セルトキハ之レヲ政府ニ取次ク也、

(四) 内部整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコト(憲法五一)

(四) 議員ノ逮捕ニ對シ許諾ヲ与フルコト(憲法五三)

以上ノ外上院ハ上院大ケノ特別ノ权限ヲ有ス、ニツイテ、

(I) 貴族院令ノ改正、増補ヲ決議スルコト、(貴院令一三)

(II) 貴族院ハ天皇ノ諮詢ニ從ヒ華族ノ特权ニ關スル條規ヲ決議スル
コト、(貴院令一八)

從來議院ニ於テ屢々決議ヲナシ居ル、或ハ軍隊ノ戰勝ヲ祝スル決
議、或ハ或人ノ死亡哀悼ノ決議、或ハ現在國務大臣又ハ現政府ニ對
スル一部施政ニ對スル不信任決議等ヲナス、然シ決議ヲナス職務職
權ハ之レヲ認メサル故斯クノ如キ決議ハ議院ノ意思トシテ法律上成

ニ二五

五スルモノト見ルコト能ハス、ソノ法理上ノ性質ハ議員タル各自
カ多数一致ノ意思ヲ表明セルモノト看做ス外ナレ、

此ノ外議院法ニ於テ議員カ政府ニ向ツテ質問ヲナシ得ルモノト
規定ナルハ院法四八―五〇ノ法律、予案ヲ議スルニ当リ議事ノ進
行中議事ノ疑問ノ真ヲ質問シ得ルハ文ヲ撰マズ、本條ニ認め
質問トハ或特定ノ事項ニ就テ政府ニ対シ殊ノ外棄テ五テ、質問ヲ
ナスノ权ニシテ如何ナル事ニ付テモ之ヲナシ得、此ノ質問ニ対シ
テハ國務大臣ハ直ニ答弁ヲナスモ可、或ハ期日ヲ定メテ答弁
可、又答弁セサルモ可、但シ其ノ際ハソノ理由ヲ付スヘシ、一議
院法四九ノ、國務大臣ノ答弁ニ対シ、又ハ答弁セサルニ対シ不
足ナル時ハ其ノ事件ニ付テ政府ニ対シ建議ヲナスノ動議ヲナスコ
トヲ得、諸國ノ制度ニ於テハ質問ヲナシ得、且ニ満足セサル時ハ議
事日程ヲ変更シテ政府不信任ノ決議ヲナスヲ得トス、此ニ於テ最
ニ發達ス Intimation ト云フ、議院法五〇條ハ

上五七ノ外

之レヲ模倣セルモノニシテ、我國ニテハ建議ト云フ、從來我國ニ
テハ此ノ五〇條ヲ實際ニ適用セルコトナシ、

(大正六年十二月第一期完)

帝國憲法 上卷終

大正七年二月二十一日印刷
大正七年二月二十日發行

(非賣品)

編輯兼
發行者

印刷者

東京市神田區表猿樂町一番地

野村始次

會上所

大洋社代表者

野村始次

發行所

東京市神田區表猿樂町一番地

大洋社

振替貯金東京三九〇二番

14
650

終

